

守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画について

1 計画の基本的な考え方

本計画は、平成8年に策定された「守山市人権尊重のまちづくり条例（以下「条例」という。）」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定しています。

(1) 基本理念（本計画が目指す守山の姿）

「人権をおもんじ 信頼しあえるまち」（守山市民憲章）

(2) 基本目標

「条例」の制定趣旨の具現化をめざし、基本理念を実現するため、次の3つの目標を定めて取り組んでいます。

目標1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

目標2 人権を擁護するまちづくり

目標3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

2 計画の性格

本計画は、人権を相互に認め合い、差別をなくし、人権を尊重するまちの実現に向け、本市が直面する社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応し、施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の計画として位置づけ策定するものです。

(1) 「条例」が目指す人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的とする計画

(2) 国および県が策定した関連計画ならびに「守山市総合計画」、その他関連各種計画との整合性を図った計画

(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を推進するための計画

3 計画の期間

計画の期間は、10年間で、10年毎に新たな計画を策定し、5年毎に改定をしてきました。計画の策定や改定の際には、これまでの取組の評価と検討を行い、また、法令等の整備や新たな人権課題、市民意識調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行い、時点修正を図っています。